

## 別表1 別紙

### 設備整備事業（脱炭素化枠又はエネルギー自立促進枠）の対象事業要件

#### 1 民生業務用建築物において、ZEBの実現に必要な設備等の設置事業に関する要件

##### (1) 対象事業

県内の民生業務用建築物において、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（以下「ZEB」という。）の実現に必要な再生可能エネルギー等システムを設置する事業であって、以下の要件を満たす事業とする。

##### イ) 環境性能に関する要件

###### a 建物（外皮）性能について

建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法という。）第30条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準（以下「外皮性能基準」という。）に適合していること。

###### b 一次エネルギー消費量について

① 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量（再生可能エネルギーを除く）が基準一次エネルギー消費量より50%以上低減し、かつ、設計一次エネルギー消費量（再生可能エネルギーを含む）が基準一次エネルギー消費量より75%以上低減すること。

② 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量（再生可能エネルギーを除く）が基準一次エネルギー消費量より50%以上低減し、かつ、設計一次エネルギー消費量（再生可能エネルギーを含む）が基準一次エネルギー消費量より50%以上75%未満低減すること。

※ 一次エネルギー消費量の削減率は、国が定める基準により算定する。

##### ロ) エネルギー利用に関する要件

設備等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制の整備すること（BEMS装置等の導入）。

##### ハ) 環境性能の表示に関する要件

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS））において、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、事業開始後、速やかに取得し、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを提出すること。

※ 第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、あるいは、要件に適合しなくなった

場合は交付決定を取り消すことがある。

ニ) その他の要件

- ・全ての事業について、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されたZEBプランナーが関与する事業であること。
- ・事業成果は、他の事業者への普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。

(2) 対象施設

以下の要件を満たす建築物とする。

イ) 対象施設 : 県内の民生業務用建築物

ロ) 延べ床面積 : 新築の場合 10,000 m<sup>2</sup>未満, 既設の場合 2,000 m<sup>2</sup>未満

ハ) 用途 : 事務所, ホテル・旅館, 福祉施設・病院, 百貨店・マーケット等  
※ 工場, 畜舎, 倉庫等, 民生業務部門以外の建築物は対象外

ニ) その他 : 登記を確認できるものであること。

※ 新築の場合は建築確認済証等を確認できること。

(3) 対象設備

以下の要件を満たす設備とする。また、BEMSの導入を必須とする。

イ) (1) のイ) b①の事業

別表2の事業区分欄(2)に掲げる対象設備等を対象とする(発電した電力等のエネルギーを自家利用する場合に限る。ただし、余剰エネルギーについては、全量の5割未満までの販売を認める)。

ロ) (1) のイ) b②の事業

別表2の事業区分欄(2)の実施区分欄(ル)及び(ヲ)に掲げる設備等を対象とする。

(4) 対象経費

別表3に掲げる経費とする。

(5) 申請者

- ・本事業の目的に即した機器等を県内の民生業務用建築物に設置する建築主, 所有者等とする。
- ・設備所有者と建物所有者が異なる場合は, 設備所有者と建物所有者の共同申請とする。なお, 代表申請者は設備所有者とする。
- ・共同所有される建物については, 所有者全員による共同申請を行うものとする。また, 区分所有される建物については, 管理組合法人等を代表として申請を行うものとする。

(6) 実績報告書の添付書類

交付要綱第12第1項の規定による実績報告書には以下の書類を添付するものとする。

① 対象建築物におけるZEBの導入状況が分かる資料(参考様式)

② 申請時に補助事業を実施する建築物の現在事項証明書を提出できなかった場合は, 現在事項証明書(登記が完了していない場合は登記申請書の受領証(写し))

③ 余剰電力を売電する場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく認定通知書の写し

(7) 実施状況の報告等

エネルギー使用量の実績が申請目標を下回る場合、その要因分析及び改善策をたて報告するとともに、エネルギー使用状況の改善を行うものとする。

なお、補助事業による再生可能エネルギー等導入量が目標を著しく下回ったときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがある。

2 事業で使用する電力を全て再生可能エネルギー等で調達するために必要な設備等の設置事業に関する要件

(1) 対象事業

県内の事業者が、事業で使用する電力を全て再生可能エネルギーで賄うために必要な再生可能エネルギー等システムを設置する事業であって、以下の要件を満たす事業とする。

イ) コミットメントに関する要件

The Climate Group が運営する「RE100」、又は、再エネ100宣言 RE Action 協議会が運営する「再エネ100宣言 RE Action」に参加し、遅くとも2050年までに使用電力を100%再エネに転換する目標を対外的に公表すること。

ロ) 進捗報告に関する要件

使用電力を100%再エネに転換する長期計画の取組実績及び消費電力量、再生可能エネルギーの導入率等について毎年報告すること（交付要綱第18の規定に基づく事業完了後の経過報告とは別に報告すること）。

ハ) その他の要件

事業成果は、他の事業者への普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。

(2) 対象設備

別表2の事業区分欄(2)の実施区分欄(イ)から(ホ)までに掲げる設備等を対象とする（発電した電力を自家利用する場合に限る。ただし、余剰電力については、全量の5割未満までの販売を認める）。

(3) 対象経費

別表3に掲げる経費とする。

(4) 実施状況の報告等

再生可能エネルギー等の導入量等の実績が申請目標を下回る場合、その要因分析及び改善策をたて報告するとともに、エネルギー使用状況の改善を行うものとする。

なお、補助事業による再生可能エネルギー等導入量が目標を著しく下回ったときは、交付決

定を取り消し、補助金の返還を命じることがある。

### 3 SBTの目標を達成するために必要な設備等の設置事業に関する要件

#### (1) 対象事業

県内の事業者が、設定したSBTの目標達成のために必要な省エネルギー設備や再生可能エネルギー等設備を設置する事業であって、以下の要件を満たす事業とする。

##### イ) コミットメントに関する要件

CDP等が運営する「SBT」イニシアティブに参加（温室効果ガス削減目標を設定し、認定を取得すること）し、設定した目標等を対外的に公表すること。

##### ロ) 進捗報告に関する要件

設定した目標に関する温室効果ガス排出量の実績と対策の進捗状況を毎年報告すること（交付要綱第18の規定に基づく事業完了後の経過報告とは別に報告すること）。

##### ハ) その他の要件

事業成果は、他の事業者への普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。

#### (2) 対象設備

別表2の事業区分欄（1）又は（2）に掲げる設備等を対象とする（発電した電力等のエネルギーを自家利用する場合に限る。ただし、余剰エネルギーについては、全量の5割未満までの販売を認める）。

#### (3) 対象経費

別表3に掲げる経費とする。

#### (4) 実施状況の報告等

エネルギーの削減や再生可能エネルギー等の導入量等の実績が申請目標を下回る場合、その要因分析及び改善策をたて報告するとともに、エネルギー使用状況の改善を行うものとする。

なお、補助事業による省エネルギー機器への更新や再生可能エネルギー設備の導入による二酸化炭素の排出削減量が目標を著しく下回ったときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがある。

## 別表5 別紙

### 補助金の対象となる事業区分及び産学官連携会議について

#### 1 事業区分

##### (1) 課題提示型

県内で実施する、二酸化炭素の排出削減に資するF S調査、研究開発、実証等であって、以下の取組みを行う事業であること。

- イ 木質バイオマス、地中熱及び温泉熱の地産地消エネルギーとしての導入促進に資する先導的な取組
- ロ Z E B（パッシブ技術）や二酸化炭素回収・有効利用・貯留、ブルーカーボンなど、化石エネルギー由来の二酸化炭素削減に資する先導的な取組

##### (2) 自由提案型

県内で実施する、二酸化炭素の排出削減に資するF S調査、研究開発、実証等であって、上記（1）以外の取組みを行う事業であること。

#### 2 産学官連携会議

##### (1) 産学官連携会議の概要等

- イ 対象事業：課題提示型の事業区分に該当する事業
- ロ 目的：学識経験者からの助言等による補助事業内容の高精度化、成果の最大化及び補助事業者、事業協力者間の連携強化等
- ハ 開催方法：補助金の交付決定後に、申請内容に応じた形で県が主催し、年3回程度開催
- ニ 参集範囲：補助事業者、補助事業協力者、アドバイザー（県が選定する専門家等）、県等
- ホ 内容：事業進捗報告、事業実施状況に係る見学会開催、先進事例見学、学識経験者及び県からの追加課題提示、追加課題に対する回答提示等